

いわゆるメートル法の単位の略字(特に漢字)の創出の年はいつか

—諸説の分析—*

川崎 一 儀**

I. はじめに

新居信正(徳島仮説実験授業研究会)編『正常化通信』No.414(1998年7月6日)の中の<メートル法の単位を漢字で表すこと>に関する記事をきっかけにして、関連書物を読んでいると、<いわゆるメートル法の単位の略字(特にその中の漢字)がいつ作られたか>についての説明が2つに分かれていることを見出した。即ち、明治15年説⁽¹⁾と明治24年説⁽²⁾とである。そして、それによって<メートル法の単位の略字(特にその中の漢字)はいつ作られたのか>という問題意識が生じた。

それで、<メートル法の単位の略字(漢字)の起源>について文献調べを始めた。

II. 諸説とその分析

1. 石原純と小泉袈裟勝の説

石原純著『現代日本文明史(第13巻)科学史』を、<メートル法の単位の略字(漢字)がいつ作られたか>という観点から読む。同書に、(A)「メートル法の単位記号としては、今日「耗」、「糶」、「粉」、「米」、「粃」、「糶」、「立」、「甍」、「甍」、「瓦」、「甍」等が普通に用ひられてゐる。これは明治二十四年七月一日から、中央気象台が制定、使用し始めたものである。」という記述がある⁽³⁾。

小泉袈裟勝は、この石原純著『現代日本文明史(第13巻)科学史』を典拠にして、『度量衡の歴史』で

「「米」、「糶」、「瓦」などのメートル法単位の漢字による略字は、明治24年気象台が考案したものである。」

と記述し⁽⁴⁾、同書の年表では

「1891	
明治24	気象台「米」、「糶」、「瓦」などの略字を創出。」

と記述している⁽⁵⁾。

上記のことを簡単にまとめると以下である。

石原純の(A)の「制定、使用」又は「制定」を小泉袈裟勝は「考案」・「創出」に翻訳(和文和訳)しているという次第である。

分析:<メートル法の単位の略字(漢字)>を制定、使用する前に<メートル法の単位の略字(漢字)>は作られていなければならない。なぜなら南郷継正⁽⁶⁾が言うところの<作って、使う>という一大論理が存在するからである。

それ(即ちメートル法の単位の略字(漢字)の創出)は、明治24年7月1日より前である。そんなら<それはいつか?>ということになるが、石原純のこの著書にはそれが書かれていない以上、これを他に求めなければならない。有り体に言えば、もっとほかの本を捜せということになる。別言すると、<メートル法の単位の略字(漢字)がいつ作られたか>の論拠として石原純のこの著書を使うのは誤りということになる。このことからすれば、<メートル法の単位の略字(漢字)がいつ作られたか>の出典として小泉袈裟勝著の『度量衡の歴史』を引き合いに出してくるのは誤りであると言える。

* 受付 2000.2.23

** 592-0005 高石市千代田 1-25-10

1.1 小泉袈裟勝の説再び

ところで、いわゆるメートル法の単位の略字（漢字）が、〈いつ誰によって作られたのか〉及び〈その出典の記載の有無〉についてという

観点から小泉袈裟勝の執筆した数多くのものを調べて摘記すると以下の表ようになる。なお、表中の (注) 誰がの記述を欠く は、記述の欠けている部分を表す。

〈小泉袈裟勝の説〉の集成表

発行年	書名	いわゆるメートル法の単位の略字 (特にその中の漢字)		当該頁数	出典の記載の有無
		いつ	誰によって作られたのか?		
1961年 (原著)	『度量衡の歴史』	明治24年	気象台が考案したものである。	62	「現代日本文明史、科学史(石原純)」
1977年 (復刊本)		1891 明治24	気象台「米」、「糶」、「瓦」などの略字を創出。	259	無
1967年	『日本メートル法沿革史』 ⁽⁷⁾	明治24年に	(注) 誰がの記述を欠く 作り出したもので、	55	無
		1891 明治24	気象台、「米」「糶」「瓦」などの略字を創出	424	無
1982年	『秤(はかり)』 ⁽⁸⁾		「英仏度目採排取調委員会」が考案したものである。	284	無
1989年	『図解 単位の歴史辞典』 ⁽⁹⁾	明治15 (1882)年に	(注) 誰によつての記述を欠く 考案され、	167	無
1992年	『続 単位のいま・むかし』 ⁽¹⁰⁾	明治24 (1891)年に	(注) 誰によつての記述を欠く 工夫されたもので、	102	無
1993年	『数と量のこぼれ話』 ⁽¹¹⁾	明治24 (1891)年	内務省の気象観測をメートル法にした山川健二郎たちのグループで、	184 ・ 185	無

分析：この表を観ると、小泉袈裟勝の記述には、メートル法の単位の略字（漢字）が〈いつ作られたのか〉について2説（明治24年と明治15年）あることが認められる。

メートル法の単位の略字（漢字）が〈誰によって作られたのか〉について3説（気象台、英仏度目採排取調委員会、山川健二郎たちのグループ）あることが認められる。

以上のことからすると、小泉袈裟勝の記述に

は、出典が2つ以上あることが予想される。但し、出典の記載があるのは一つだけ（「現代日本文明史、科学史(石原純)」）である。しかし、さきに(1.において)分析したように、この出典を調べると、メートル法の単位の略字（漢字）の使用に関するものであった。

〈小泉袈裟勝の明治15年説〉の根拠は、あるいはこれかも知れないと思って、〈明治15年6月13日の内務省上申〉⁽¹²⁾に〈別紙意見

書>として添付されている「英仏度目採排取調委員会ヨリ内務省へ上申」⁽¹³⁾を調べたが、その中にはメートル法の単位の略字(漢字)の記述は見当らなかった。

上記のことを簡単にまとめると以下である。

<小泉袈裟勝の明治15年説>は出典が明らかでない。<小泉袈裟勝の明治24年説>の典拠文献である石原純著『現代日本文明史(第13巻)科学史』は、メートル法の単位の略字(漢字)がいつ作られたかについての典拠文献としては使えない。故に、<小泉袈裟勝の明治15年説>は典拠が不明であり、<小泉袈裟勝の明治24年説>には典拠が無いということになる。

小泉袈裟勝は、相対立する2つの説(明治24年説と明治15年説)を記述しているが、どちらの説もその確たる根拠を欠くが故に矛盾する2説となる。よって<小泉袈裟勝の説>を信用するわけにはいかない。別言すれば、<小泉袈裟勝の説>を定説と見ることはできない。

2. 笹原宏之の説

笹原宏之(国立国語研究所)の論文に以下の記述⁽¹⁴⁾がある。

「1882年に中央気象台はメートル法を採用した。1891年3月にメートル法が尺貫法と併用される法定の度量衡となり、2年後に施行されることとなった。そのためフランスを意識した従来の「佛里」「佛尺」では不穏当となったが、「ミリメートル」などカナでは長くて不便である。そのために研究して「記號」を作り、7月1日に各気象台に通知し、気象観測の月報、雑誌等に使い始めた(『氣象集誌』(1891・7。気象庁蔵)、小泉袈裟勝『度量衡の歴史』(1961)等⁽⁵⁾。この時は次の22字が定められた。

耗 糶 粉 米 料 糶 糶
 糶 竈 立 針 竈
 庭 廳 廳 瓦 趾 廳 趾
 廳 安 ^{ヘクタル} 糶」

「(5)『宛字外来語辞典』(1979)は『三兵衛古知幾』に「趾」、『家事儉約訓』(1874)に「趾」が

あるように記すが原典にない。山内潤三『平松家本平家物語の研究』(1975)等の「救 糶」は影印では「糶」、新訂増補故実叢書『安齋隨筆』(1953)の「引糶」等は「糶」の誤植。『誤りたる文字の讀方』が「廳」を「從來ありたる漢字」、「日本語に及ぼしたオランダ語の影響」が「糶」を中国語からなどとするほか、『図解単位の歴史辞典』(1989)等にこれらが作られた年に異説があるが誤りであろう。」

笹原宏之の他の論文に以下の記述⁽¹⁵⁾がある。

「メートル法の単位を表記するために、1891年に日本の中央気象台が「糶」、「竈」、「趾」などの字を製作した。」

上記のことを簡単にまとめると以下である。

<明治24(1891)年に中央気象台がメートル法の単位の記号(国字)を製作した>というのが笹原宏之の所説である。

分析:<笹原宏之の明治24年説>の出典と見られるもののひとつである『氣象集誌』(明治24年7月)を観ると、「本月一日ヨリ左ノ記號ヲ用ヒ…」と記述している⁽¹⁶⁾。すなわち『氣象集誌』の文章はメートル法の単位の記号(国字)の創出に関する記述ではなく、使用に関するものであった。

<笹原宏之の明治24年説>の出典と見られるものの他のひとつは小泉袈裟勝著『度量衡の歴史』であるが、これはさきに(1.において)分析しておいた如くである。故に、<笹原宏之の明治24年説>もメートル法の単位の略字(国字)の創出の<確たる典拠>を欠くと言うことができる。従って、<笹原宏之の明治24年説>も定説と見ることはできない。

メートル法の単位の国字の明治24年7月以降の展開と衰退については、笹原宏之の論文⁽¹⁷⁾に詳しい記述がある。しかし、メートル法の単位の国字の製作についての研究は、未だしの感を禁じ得ない。

3. 松崎重広の説

落合大海・松崎重広著『税金でさぐる日本史』に、「※この単位の漢字は、明治 15 (1882) 年、気象用に作られました」という記述がある⁽¹⁸⁾。但し、出典が明記されていないので、出典は不明である。

分析：上記に引用した部分の執筆者である松崎重広が小泉袈裟勝の著作を読んでいたことは確かであろう⁽¹⁹⁾。

メートル法の単位の略字（漢字）に関する＜小泉袈裟勝の説＞についての私の分析は、さきに（1.1で）述べた如くである。そこでの結論からすれば、＜小泉袈裟勝の説＞を論拠にする人の・メートル法の単位の略字（漢字）の作られた年の記述も定説とすることはできない。

何にしても、松崎重広がその記述の＜確たる典拠＞を示さない限り、＜松崎重広の明治 15 年説＞を定説と見ることはできない。

4. 橘川司亮の説

橘川司亮（中央度量衡検定所長）の所説に以下のものがある。

日本度量衡協会の会誌『計量界』に

(B) 「…度量衡協会の会長として長く居られた中央気象台長の中村精男氏も熱心なる一人で一例としては明治十五年頃メートル法の略字を定め実行促進されたが、今日規定にも定められ広く用ひてゐる略字は夫れに依つてゐるのであります。…」

という記述がある⁽²⁰⁾。

同じく日本度量衡協会の会誌『度量衡』の橘川司亮の論説の中に

(C) 「度量衡の略字のことであるが、…明治三十六年に規定された⁽²¹⁾のであるが、此の略字の撰定にも深い沿革があるのである。……是は明治十五年、気象台にて必要があつたので、慎重に研究して始めて作つて、引き続き公式に使つて居たのみならず……」

という記述がある⁽²²⁾。但し、いずれも出典が

明記されていないので、出典は不明である。

分析：上記の (B) と (C) の記述を照合する⁽²³⁾と、(B) と (C) とは表現に濃淡の差はあるが、内容は同似的である。(B) を読めば、橘川が＜明治 24 年説＞でないことは明らかである。

橘川司亮⁽²⁴⁾は、明治～昭和の度量衡に関する政府機関の直接担当者であったから、その記述すなわち＜橘川司亮の明治 15 年説＞は無視できないと私は考える。

III. おわりに

上記の如く、＜いわゆるメートル法の単位の略字（漢字）がいつ作られたか＞という記述について、私の手にはいる限りの文献を調べたが、定説と言うべきものは無かった。それらの中では橘川司亮の「明治十五年頃⁽²⁵⁾」又は「明治十五年⁽²⁶⁾」というのが確かのように感じられる。但し、学問的には＜橘川司亮の明治 15 年説＞を裏付ける資料がほしいところである。

以下のような文書が入手できれば、研究が進展するかも知れないと期待しているが、読者の考えはいかがなものであろうか。

- ① 明治 24 年に中央気象台がメートル法の単位記号を採用することを決定した時の公文書
- ② 明治 24 年 6 月に開催された第 2 回気象協議会⁽²⁷⁾の会議録（議事録）や会議資料
- ③ 英仏度目採排取調委員会より内務省へ上申した時の付属文書（注：もしそれが有ればの話だが）
- ④ 英仏度目採排取調委員会の審議録（会議録）や審議資料
- ⑤ 中村精男⁽²⁸⁾らが関係していた東京物理学講習所や後の東京物理学校での＜メートル法度量衡＞の教授⁽²⁹⁾内容を示す文書（教科書、講義案、講義の筆録など）

我々は、＜作ることと使うことの区別と連関＞に留意しつつ、また、＜事実の把握＞と＜それへの解釈＞とを区別して扱いつつ 研究を進める必要がある。

本論考では、〈橘川司亮の明治 15 年説〉を紹介するまでに留まる。〈橘川の明治 15 年説〉を裏付ける仕事は、今後の課題として残された。

凡例：引用文中の〈……〉は川崎による省略を表す。

引用文中のアンダーラインは川崎が付したものである。

(付記)

本論考が成るについては、新居信正氏から直接のまた間接のお力添えを戴いた。『計量史研究』への投稿については、岩田重雄氏のおすすめによる。欧文要旨の作成については高田誠二氏の協力を得た。また、橘川司亮の名のローマ字表記については、工業技術院計量研究所図書室の協力を得て高田誠二氏が調査して下さった〈国際度量衡総会（第 4 回）への出席記録での表記〉を採用した。以上の事を記して、上記の方々に感謝の意を表する。

注記

- (1) 落合大海・松崎重広『税金でさぐる日本史』、国土社、1993 年初版第 1 刷、1994 年初版第 4 刷、P.52 では「明治 15 (1882) 年……作られました」と記述されている。
- (2) 小泉袈裟勝『数と量のこぼれ話』、(財)日本規格協会、1993 年、P.184・P.185 では「……明治 24 年 (1891) のことである。」と記述されている。
- (3) 石原純『現代日本文明史 (第 13 卷) 科学史』、東洋経済新報社出版部、1942、P.125。
- (4) 小泉袈裟勝『度量衡の歴史』、原書房、1977、

P.62。なお、原著は 1961 年に〈工業技術院中央計量検定所 創立 50 周年記念刊行事業委員会〉が非売品として発行。

- (5) 前出 (4) の P.259。
- (6) なんごう つぐまさ、日本論理学研究会 主宰、武道哲学・武道科学創始者。
- (7) メートル法実行期成委員会編『日本メートル法沿革史』、(社)日本計量協会、1967、P.55・P.424。
- (8) 小泉袈裟勝『秤 (はかり)』、(財)法政大学出版局、1982、P.284。
- (9) 小泉袈裟勝編著『図解 単位の歴史辞典』、柏書房、1989、P.167。
- (10) 小泉袈裟勝『続 単位のいま・むかし』、(財)日本規格協会、1992、P.102。
- (11) 前出 (2)
- (12) 内閣記録局編『法規分類大全・第 3 巻』、原書房、1978、P.324。覆刻原本＝明治 23 (1890) 年刊。
- (13) 前出 (12) の P.324～P.330。
- (14) 笹原宏之「メートル法単位を表す国字の製作と展開」、『国文学研究』、114、1994 年 10 月、P.120～P.109。(早稲田大学国文学会発行)
- (15) 笹原宏之「メートル法単位を表す国字の漢字圏各国における衰退」、『国語学 研究と資料』、18、1994 年 12 月、P.1～P.11。
- (16) 『氣象集誌』、大日本気象学会刊、第 10 年第 7 号、明治 24 (1891) 年 7 月、P.361。
- (17) 前出 (14)・(15)
- (18) 前出 (1)
- (19) 仮説実験授業研究会編集『第三期 仮説実験授業研究 第 4 集』、仮説社、1994 年、P.168 に、松崎重広は「授業書に関係して役立つ本」として小泉袈裟勝の著作を紹介している。
- (20) 橘川司亮「退官の辞 (承前)」、『計量界』、第 251 号、昭和 8 (1933) 年 6 月、P.4。前出 (7) の『日本メートル法沿革史』の P.145・P.146 に抄録されているが、出典名

と号数を誤る。

(21) 明治 36 年 12 月 4 日 農商務省令第 10 号 度量衡法施行細則 第 4 条に、

「度量衡器ニ表記スヘキ度量衡ノ名称ハ其ノ種類ニ從ヒ左ノ略字ヲ用井ルコトヲ得……」

と規定されている。そして、その第 4 条に規定されているメートル法の単位の〈漢字の略字〉は、以下の 13 字である。

粃 □ □ 米 粉 糲 粃

□ □ □ 立 蚡 壠 □

甗 □ □ 瓦 甗 甗 甗

(22) 橘川司亮「度量衡の訳字の論説に就き志賀博士に答ふ」、『度量衡』、第 76 号、大正 7 (1918) 年 3 月、P. 6。前出 (7) の『日本メートル法沿革史』の P. 56・P. 57 に収録されているが、誤植がある。P. 57 の「慎重に研究して始めて行つて」は誤りで、「慎重に研究して始めて作つて」が正しい。

(23) (B) と (C) の 2 つの記述は、相互规定的に読む必要があろう。

もし (C) だけを読むと、読み手が解釈をほどこして、橘川が〈明治 24 年説〉を記述しているように読み取る者も出て来るかも知れない。しかし (B) を読めば、橘川が〈明治 24 年説〉でないことは明らかである。故に、(B) に照らして (C) を読めば、(C) において橘川は〈明治 15 年説〉を記述していると判断することができる。

(24) 前出 (4) の P. 80・P. 82・P. 84。前出 (7) の P. 112。

(25) 前出 (20)

(26) 前出 (22)

(27) 気象庁編『気象百年史』、日本気象学会、1975、P. 639。気象庁編『気象百年史 資料編』、日本気象学会、1975、P. 67 に「6 月地方測候所長ヲ招集シテ第 2 回気象協議会ヲ開ク」という記述がある。

(28) 前出 (7) の P. 132・P. 146。前出 (27) の『気象百年史 資料編』P. 67・P. 429。

(29) 前出 (7) の P. 52・P. 102・P. 103。

The Year of Invention of the Chino-Japanese Letter Symbols for the Metric Units

Kazuyoshi KAWASAKI

The Metric System of Units for measurement, proposed and materialized in France, was later introduced into Japan and thus brought forth difficulties in expression. Noticeable is that Japanese invented not a few Chino-Japanese letters which represent the Metric units as well as their multiples and sub-multiples. The year of this invention, however, has not been clear.

This paper, summarizing and analyzing the relevant literatures, suggests that the <Shirio Kikkawa's opinion in support of the 15th year of the Meiji era> be more plausible than other opinions, for example, that in support of the <24th year of the Meiji era>, in view of the authoritative career of Kikkawa in the field weights and measures in Japanese governmental bodies.